

## 日本国憲法（新憲法）を制定した力

新憲法は支配階級には「おしつけ」られたものであったが、民衆にはそうではなかった。四六年二月一日、GHQは政府の大日本帝国憲法改正案を全面的に拒否し（引用者：天皇の統治権を記すなどほとんど元の内容のままだったため）、GHQで起草した、主権在民、天皇を日本国の象徴とすること、自衛の戦争をふくめてすべての戦争と軍備を放棄すること、その他を定めた新憲法案を幣原内閣に提示して受諾をせまった。政府はとうてい受け入れられないとしたが、一〇日間も協議をかさねた後ついに受諾した。その理由は二つあった。一つは、いまのうちにGHQ案を受諾しておかねば、やがて極東委員会が日本を共和国にする気配がきわめてこいので、それだけは何としてでも防ごうとしたのである。もう一つは、もしいまGHQ案を受け入れなければ、マッカーサーはその案の原則を国民にうたえて支持をもとめるといったが、そうされると国民がそれを支持し、「わが国の政治は左傾する」とおそれたのである。つまり、**幣原内閣と支配階級にGHQ案をおしつけた力は、極東委員会に代表される国際民主勢力と日本国民大衆であった。**

三月六日、政府はGHQ案をもとにした「憲法改正案要綱」を、政府の独創であるかのようにして発表した。ただしGHQ原案の英語では主権在民が明らかであるが、それを要綱の日本語ではあいまいにし、原案では自衛のための戦争と軍備も放棄すると明記されているのもあいまいにし、原案の一院制議会を二院制とし、土地国有の条項は削除するなど、重要な修正がしてあった。国民の圧倒的多数はこの要綱の原則を熱烈に支持した。のみならず新憲法制定のさい、日本ではじめて国民大衆が憲法制定にあるていど参加した。

明治憲法は、自由民権運動を徹底的に弾圧した上で、ごく少数の官僚が国民には極秘のうちに起草し、天皇の名で国民におしつけられたが、新憲法の制定では、まず「要綱」が、ついで正式の「草案」が、公表されて**国民の検討にゆだねられ、その後の選挙で選ばれた議会で十分に審議された。**その過程で国民は、要綱や草案に「国民の総意が至高である」、「国民至高の総意」とあったのを、「主権が国民に存する」、「主権の存する国民の総意」と修正した。主権の所在を明らかにすることは憲法の根本であるのに、それを政府はあいまいにし、GHQも政府のそのごまかしをゆるしていたのが、**国民の要求によってはじめて主権在民が明確にせられたのである。**また華族制度を即時廃止して**人間平等の原則を貫いたのも、憲法の文章をひらがな・口語文にしたのも、GHQや政府の発意ではなくて国民の運動によるものであった。**

< 『日本の歴史 下』(岩波新書) より >

この記事は、「憲法・改憲阻止」のページ↓に所収されているものです。

<http://fileshelf.cocolog-nifty.com/blog/2013/05/post-d362.html>